

金 監 第 72 号
平成 28 年 1 月 26 日

一般社団法人 生命保険協会 会長 殿
一般社団法人 日本損害保険協会 会長 殿
一般社団法人 外国損害保険協会 会長 殿
一般社団法人 日本少額短期保険協会 会長 殿

金 融 庁 監 督 局
保 險 課 長 井 上 俊 剛
(公 印 省 略)

保険業法施行規則第 227 条の 2 第 2 項に該当する場合を
判断するための基準について

保険業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 45 号）に基づき保険業法施行規則（以下、「規則」という。）及び保険会社向けの総合的な監督指針が改正され、平成 28 年 5 月 29 日に施行されるが、この度、団体保険の加入勧奨に関する規則第 53 条第 1 項第 5 号、第 211 条の 30 第 5 号、第 227 条の 2 第 2 項第 15 号及び第 227 条の 8、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2 (2) ～ (4) 並びに少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ-3-3-2 (1) ～ (4) の解釈について、下記のとおり明確化を図る観点から整理することとしたので、貴協会傘下の保険会社及び少額短期保険業者等に周知・徹底方、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号の該当性の判断について

規則第 227 条の 2 第 2 項に基づく情報提供義務及び意向把握・確認義務の履行等の適用除外となる場合については、団体と構成員との間に一定の密接な関係^(注 1)があり、保険契約者(団体)から被保険者となり得る構成員に対して必要な情報が適切に提供されることが期待されると認められるときであり、同項第 15 号の適用にあたっては、

以下の要件に照らして、それぞれの要件の充足度合いやその他当該団体の性質や特性^(注2)、団体保険の商品性^(注3)等を踏まえて、総合的に判断するものとする。^(注4)

なお、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号については、情報提供義務（保険業法（以下、「法」という。）第 294 条）、意向把握・確認義務（法第 294 条の 2）の適用除外を規定したものであり、団体保険としての商品認可がなされることを前提としたものではない。

（注）これらの整理については、現状、各保険会社等において取り扱われている団体保険の類型を前提としたものであり、これ以外の新たな団体保険の類型を想定したものではないことに留意すること。

（注 1） 「一定の密接な関係」とは、保険契約者（団体）から被保険者になり得る構成員に対して必要な情報が適切に提供されることが期待されるものであるかといった観点から、特に保険契約者である団体と被保険者となり得る構成員との間に密接な関係があるかなども含めて総合的に判断すべきものである。

（注 2） 「団体の性質や特性」とは、例えば、保険契約者である団体と被保険者となり得る構成員との間の密接な関係の度合いを意味するものである。

（注 3） 「団体保険の商品性」とは、例えば、当該商品の複雑性・当該複雑性に起因する説明の困難性等を意味し、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号の適用にあたり、以下 2. ～4. の要件に照らして総合的に判断すべきものである。一般的には、死亡保険や複雑な医療保険については、保険商品の特性等を十分に考慮した情報提供等が適切に行われるための措置を講じよう留意すること。

なお、商品が複雑ではないことをもって、直ちに規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に該当するものではないことに留意すること。

（注 4） 当該条項に該当しない場合にあつては、被保険者への情報提供義務及び意向把握・確認義務を負うのは団体契約の締結保険会社等又は取扱保険募集人であり、当該保険会社等又は保険募集人自らが情報提供義務及び意向把握・確認義務を履行することが求められることに留意すること。

2. 「団体保険に係る保険契約に関する利害の関係」

規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に規定する「団体保険に係る保険契約に関する利害の関係」について、利害関係が一致している場合とは、保険事故発生によって団体と構成員の双方が損害を被り得るところを、当該保険事故により取得される保険金により、双方が利益を受ける（損失を填補される）関係にある場合をいう。

3. 「構成員となるための要件」

規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に規定する「構成員となるための要件」^(注 5)を充足する場合^(注 6)とは、以下のいずれかの場合とする。

- (1) 団体の定めた方法による審査等一定の選考を経て任命、委任又は雇用契約を締結した者によって構成される団体の場合
- (2) 特定の資格、技能を習得し、国又は都道府県の免許、許可又は認可を受けている者によって構成される団体の場合
- (3) 選挙にて公職に就任する者として選定された国会議員又は地方公共団体の議会議員によって構成される団体の場合
- (4) 住職、神主等（檀家、信徒、会員等の信者を除く）になるために定められた基準があり、それを満たすと認められた者によって構成される団体の場合
- (5) 学力試験や面接等団体の定めた方法による選考を経て入学した学生等によって構成される団体の場合
- (6) プロスポーツ選手、企業経営者又はこれらと同等の高い資質・能力を有する者で構成される団体の場合
- (7) 住宅ローン等の高額の信用供与を受けた者によって構成される団体の場合
- (8) 上記以外の団体であって、規約等において団体の活動目的と構成員の定義が定められている団体において、当該構成員となるための一定の要件が設けられている場合^(注 7)

(注 5) 「構成員となるための要件」については、単に会費等を支払っている、又は商品・サービスを利用していることをもって一定の要件が設けられているとはいえないことに留意する必要がある。

(注 6) 上記(1)～(7)のいずれかの要件を満たし、かつ次の 4. の要件を満たす場合については、基本的に規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に該当するものと考えられる。

一方、上記(8)の要件を満たし、かつ次の 4. の要件を満たす場合については、団体の性質・特性や商品性を踏まえて、保険契約者(団体)から被保険者となり得る構成員に対して必要な情報が適切に提供されることが期待されるかといった観点から総合的に判断されるものである。

(注 7) 上記(8)に該当する場合であっても、構成員間の関係の強さに関わらず、保険契約者である団体と被保険者となり得る構成員との間の密接な関係の度合いが低いと考えられる場合には、上記 1. にある「要件の充足度合い」が高くないと判断されることに留意すること。

4. 「団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係」

規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に規定する「団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係」を充足する場合とは、以下のいずれかの場合とする。

- (1) 団体の活動（役務サービスや物品の販売活動）に参加・利用したことに伴う事故等の損害を補償するなど、当該活動を安定して実施するための制度として、当該団体が団体保険の保険契約者となり、その被保険者となり得る構成員に対して加入勧奨を行う場合
- (2) 団体の目的に沿った活動の一環として、労働力の確保・定着、構成員の勤労意欲・能率の向上、構成員の生活の安定・向上などのために、構成員に対する福利厚生制度として、当該団体が団体保険の保険契約者となり、その被保険者となり得る構成員に対して加入勧奨を行う場合

なお、上記 2.～4. の要件を満たす場合であっても、保険会社等又は保険募集人は、団体の性質や特性及び団体保険の商品性等を踏まえたうえで、保険契約者である団体から被保険者となり得る構成員への適切な情報提供等がなされるよう措置を講じる必要がある。

また、規則第 227 条の 2 第 2 項に該当するか否かを問わず、団体保険の形式を利用して、法第 300 条第 1 項に規定する禁止行為などの募集規制を潜脱することは認められないことに留意すること。

（以上）